

情報掲示板

文字の見方
 時＝日時
 場＝場所
 対＝対象
 定＝定員
 費＝費用
 必＝必要なもの
 申＝申込方法
 問＝問合せ先

申請・手続き

■固定資産税の非課税に係る申告について

固定資産税は、土地や家屋を課税の対象とし、その所有者の方に対して毎年課税されるものですが、一定の要件を満たす公共の用に供している道路などについては、非課税となります。道路や道路を含む土地を所有されている方は、非課税申告書を該当土地の所在する区役所または支所の固定資産税担当課に提出してください。

※主な要件
 1 土地の全体または一部が道路構造物等(溝溝等)により明確となっている幅員1.5メートル以上の道路である。
 2 道路利用に関し何の制約も設けず、現に一般交通の用に供している。
 3 道路の両端が非課税の道路に接している場合、または一端のみが非課税の道路に接している場合であっても当該道路に接する家屋が2軒以上存在する場合。
■区固定資産税課(☎592-3164)

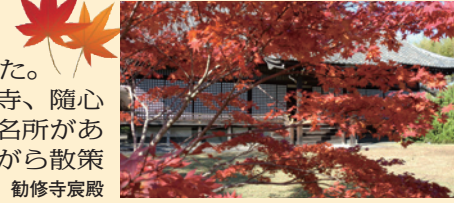
■平成24年分年末調整(給与支払報告書等作成)説明会
 年末調整や給与支払報告書(源泉徴収票)などの住民税や所得税の法定調書の作成と提出の方法について説明会を行います。
 時11月21日(水)13:30～15:30。東山税務署(☎561-1131)、市法人税務課特別徴収担当(☎213-5246)

■歳末特別生活相談・特別生活資金貸付

疾病、不測の事故などのため、一時的に年越しの生活にお困りの世帯に対して生活相談を行い、必要と認められる世帯に、歳末特別生活資金の貸し付けを行います。
 ・一人当たり3万円を目安に、1世帯15万円までお貸しします。
 ・担保、保証人は不要で無利子です。
 ・償還は、1箇月以上3箇月以内の据置期間を含めて2年以内に原則として均等月賦で返済していただきます。貸し付けできない世帯
 ・ボーナスなどの臨時収入がある、または他の共済制度などにより貸し付けを受けることができる世帯
 ・生活保護を受けている世帯
 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促

紅葉を楽しみませんか

紅葉が美しい時期がやってきました。山科には琵琶湖疏水、毘沙門堂、勤修寺、随心院、日向大神宮などたくさんの紅葉の名所があります。山科の美しい紅葉を楽しみながら散策してみませんか。



進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯

・以前に夏季または歳末でこの資金の貸し付けを受け、償還が完了していない世帯(ただし、相談の時点で80%以上を償還しており、かつ貸付日までに未償還額を全額返済することを誓約したうえで履行した世帯は除く)
 ・償還能力に欠けると認められる世帯
 ・京都市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者の属する世帯

時相談/12月10日(月)～14日(金)9:00～11:30、13:00～15:00。貸付/12月26日(水)。場区大会議室。必印鑑、健康保険証(世帯員全員分)など住所・家族構成が明確になるもの。■区福祉介護課福祉担当(☎592-3214)

■京都市国民健康保険からのお知らせー新しい保険証は届きましたかー

現在、新しい保険証(一人1枚のカード様式となっております)を簡易書留郵便などでお届けしています。配達時にご不在の場合は、郵便局の保管期間内に再配達を依頼されるか郵便局窓口でお受け取りください。保管期間を経過した後は、区保険年金課の窓口でお渡しします(本人確認のできるものをお持ちください)。なお、旧の保険証(うす緑色)は、12月1日(土)から使用できません。この日以降に新しい保険証を提示せずに受診された場合、いったん医療費全額をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。■区保険年金課資格担当(☎592-3105)

「保険料を滞納している…」
 災害・その他特別な事情がなく保険料を滞納すると、有効期限を短縮した保険証やいったん医療費全額をお支払いいただく資格証明書の交付、財産の差押えを行います。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。保険料を納付することが困難な事情がある場合は、区保険年金課までご相談ください。■区保険年金課徴収推進担当(☎592-3107)

■後期高齢者医療制度からのお知らせー高額療養費の支給申請はお済みですかー

医療機関などに支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。該当される方には「高額療養費支給申請について(お知らせ)」をお送りしています。支給に際しては、初回のみ申請が必要となりますので、お知らせが届いた方は、下記の書類をお持ちのうえ、お早めに申請してください。

①「高額療養費支給申請について(お知らせ)」
 ②保険証、③印鑑、④預金通帳、⑤委任状(代理人の方が来られる場合)。■区保険年金課保険給付・年金担当(☎592-3109)

相談

■無料法律相談

時毎週水曜日(閉庁日を除く)13:15～15:15。場区第2会議室。定15名。■当日8:30から整理券配布。先着順。■区まちづくり推進担当(☎592-3088)

■無料行政相談

時12月13日(木)13:30～16:00。場区第2会議室。■区まちづくり推進担当(☎592-3088)

■行政書士による市民困りごと無料相談

時12月18日(火)14:00～16:00。場区第2会議室。■京都府行政書士会第6支部事務局(☎583-3230)

イベント・講座

■山科図書館(☎581-0503)

※開館時間/10:00～19:30(土・日・祝は～17:00)。休館日/火曜日(祝日の場合翌平日)と第2・4水曜日。

おたのしみ会

時11月24日(土)11:00～。
 ・山科かるた・大型絵本の読み聞かせ
 よんでよんで赤ちゃんの会
 時12月3日(月)11:00～。
 テーマ図書「人権」
 えほん「クリスマス」
 絵の展示(幼児コーナー)

■移動図書館「こじか号」巡回(☎801-4196)

11月26日(月)10:00～10:50 場西野山分譲集会所前
 11:10～11:40 場山階南小
 13:00～13:40 場陵ヶ岡小

11月28日(水)

10:00～10:40 場大塚小
 11:00～11:40 場大宅小

12月17日(月)

10:00～10:50 場西野山分譲集会所前
 11:10～11:40 場山階南小
 13:00～13:40 場陵ヶ岡小

募集

■京都市交響楽団練習風景公開

時12月15日(土)15:15～16:15。場東部文化会館。定小学生以上100名(抽選)。費無料。■往復ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号・申込み人数(1枚につき2名まで)を記入。返信ハガキ宛名面に申込者の住所、氏名を記入。(11月15日～11月30日必着)

市政情報総合案内コールセンター 京都いつでもコール

受付時間 午前8時～午後9時(年中無休)
 ☎(075)661-3755、FAX (075)661-5855
 電子メール (以下のホームページから)
 バンコン http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/000012821.html
 携帯電話 http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/

■東部文化会館(〒607-8169山科区柳辻西浦町1-8 ☎502-1012)

■山科中央老人福祉センター(☎501-0242、FAX501-0340)

①悠遊講座「都てまりを楽しむ」
 時12月5日(水)、12日(水)13:00～16:00。定20名。費600円。

②元気もりもり講座「!今日から実践!食生活と健康」

時12月4日(火)13:30～15:00。定40名。①・②とも場当センター。對市内在住の60歳以上の方。定員を超える場合は抽選。■11月14日(水)～11月27日(火)に来所またはFAXで。

■山科区社会福祉協議会(☎593-1294、FAX594-0294、E-mail: fukusi08@mediawars.ne.jp)

「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)における生活支援員募集説明会」

高齢者や障害者の方の福祉サービスの利用や金銭管理などを、契約に基づいてお手伝いし、安心して生活が送れるように支援する事業に、生活支援員として協力していただける方を募集しています。時12月13日(木)13:30～。場山科総合福祉会館(西野大手先町)。定30名。費無料。■電話・FAXまたはE-mail。

■山科青少年活動センター(☎593-4911、FAX593-4916、E-mail: yamashina@ys-kyoto.org、URL: http://www.ys-kyoto.org/yamashina/)

やませいへいコ参加者募集
 フットサル大会
 時11月24日(土)14:00～16:00。費無料。場当センター。對市内在住または通学・通勤している中学生～30歳の方。■電話・FAXまたはE-mail(当日可)。

■クリスマス前に、恋愛のこと、性のことなど、相談してみませんか。12月のエイズデー週間には展示と企画も行っています。時12月15日(土)17:00～20:00。場当センター。費無料。對市内在住または通学・通勤している中学生～30歳の方。■電話・FAXまたはE-mail。

■献血

時11月26日(月)場百々自治会館(百々小学校)。
 時11月29日(木)場スーパープレスコ山科店前。
 時12月3日(月)場小野小学校。※いずれも時間10:00～11:30と12:30～16:00。■区保健センター管理担当(☎592-3474)

来庁者用駐輪場を整備します。

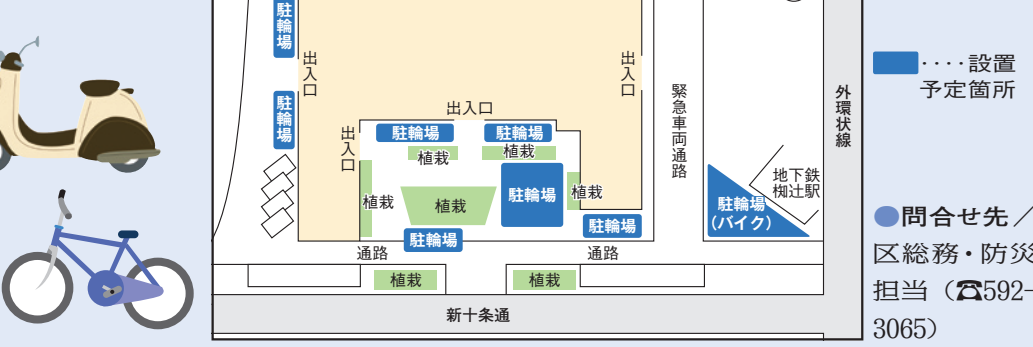
この度、放置自転車を解消し、来庁者に安心して快適に利用していただけるよう、区役所の来庁者用駐輪場を整備することとしました。駐輪マナーを守り、誰もが気持ちよく利用できるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

●利用料金

利用区分	料金区分		
	2時間まで	2時間を超えて8時間まで	以降8時間ごと
自転車	無料	100円	100円加算
原付バイク		200円	200円加算
大型自動二輪		300円	300円加算

※区役所に用事で来られた方は、駐輪時に精算機で**利用証明書**を発行していただき、それを窓口にて提示していただければ、2時間を超えても無料となります。

- 整備台数/自転車駐輪場 219台、バイク駐輪場 37台(ラック式)
- 使用開始/平成24年12月10日(月)(予定)
※工事は11月19日(月)から開始(予定)工事中も駐輪スペースを確保します。
- 利用内容/利用時間 24時間(365日)
利用できる方 どなたでも(区役所来庁者以外の方も)ご利用いただけます。
- 設置場所



ふれあい“やましな”2013 区民ふれあい文化祭

区民の交流を深め、地域文化の振興を図る区民ふれあい文化祭では、「区民芸能フェア」に出演される団体を募集します。皆さんの日ごろの文化・芸術に関わる活動の成果を発表してみませんか。ご応募をお待ちしています。

- 募集団体数/6団体
※申込多数の場合は、実行委員会において出演団体を決定します。
- 出演日時/平成25年2月24日(日)午前11時30分ごろ～午後4時30分ごろ(リハーサルは、2月23日(土)午後1時～)
- 場所/東部文化会館ホール
- 申込資格/区民または区内に通勤・通学されている方
- 申込方法/区まちづくり推進担当で申込書を配布・受付をしています。
- 申込期間/平成24年11月15日(木)～12月5日(水)
- 問合せ先/ふれあい“やましな”実行委員会事務局:区まちづくり推進担当(☎592-3088)



地域防災最前線

山科区、火災多発! これからの季節、暖房器具の火災にご注意を

暖房器具は、冬の生活に欠かすことのできないもの。でも、不注意による火災が例年多く見られます。暖房器具を使い始めるこの時期に、もう一度使い方を確認しましょう。暖房器具からの出火事例を紹介します。

火災事例1
 石油ストーブのカートリッジタンクに給油したあと、キャップの締め付けが不良だったので、灯油がこぼれて火災になりました。

火災事例2
 ベッドの近くで電気ストーブを使用したまま就寝したため、掛け布団が電気ストーブに接触して火災になりました。

火災事例3
 石油ストーブの周囲に干していた洗濯物が石油ストーブの上に落下して火災になりました。

<点検しましょう! 以下の項目をチェックしてみてください。>

- ストーブをつけたまま寝ていませんか?
- 洗濯物をストーブの上方に干したり、近くで乾かしたりしていませんか?
- ストーブの周りにカーテンや新聞紙などの可燃物はありますか?
- 火をつけたまま石油ストーブに給油していませんか?
- 燃料タンクのキャップはきちんと閉めましたか?
- 電気ストーブのコードが古くなっていませんか?タコ足配線にいませんか?
- 部屋に誰もいないのにストーブをつけっぱなしにしていませんか?

どうでしたか?暖房器具を使う前も使ったあとも、しっかりと安全を確認しましょう。
 ●問合せ先/山科消防署(☎592-9755)

「移動式資源回収モデル事業」を実施します

市民から「出し方に困る」との意見のある有害・危険ごみや資源物について、できるだけ身近な場所で回収するため、日ごとに場所を変えて回収する移動式資源回収モデル事業を実施します。回収品目等の詳しい内容については、エコまちステーション、まち美化事務所にてお問い合わせしますチラシをご覧ください。

- 対象/塗料・溶剤、薬品類、ライターなどの有害・危険ごみ、古紙、古着、使用済みてんぷら油や小型家電・せん定枝等の資源物23品目

日程	時間	場所
11月28日(水)	午前10時～正午	西野(みょうが池)公園
	午後2時～午後4時	六兵工池公園
12月1日(土)	午前10時～正午	六兵工池公園
	午後2時～午後4時	西野(みょうが池)公園
12月5日(水)	午前10時～正午	山科まち美化事務所
12月8日(土)	午後2時～午後4時	山科まち美化事務所

- 問合せ先/山科まち美化事務所(☎573-2457) 山科エコまちステーション(☎366-0184)

ノロウイルスによる食中毒及び感染症に注意しましょう!

ノロウイルスによる食中毒は、毎年、全国的に発生しています。特に、冬の時期に多く発生しています。食品の衛生的な取扱いや手洗いを十分行いましょう。

ノロウイルスとは?

○小さな球形のウイルスです。
 ○感染力が非常に強いウイルスです。
 ○冬によく発生します。(11月～2月)

発病までの期間と主な症状

○発病までの期間 1日～2日
 ○おう吐、下痢、腹痛、発熱など

主な感染源は?

- 汚染された二枚貝(カキなど)を、生あるいは十分に加熱しないで食べた場合
- 食品取扱者が感染しており、その人を介して汚染された食品を食べた場合
- 手洗いが基本です!
トイレの後はもちろん、調理の前、食事の前、患者の汚物処理後などには、手洗いを十分に行いましょう。
- 食品は中心温度85℃で1分間の加熱! 子どもや高齢者等、抵抗力の弱い方の食事で、加熱が必要な場合は、中心部まで十分に加熱しましょう。
- 症状のある方は調理などの作業は控えましょう!
下痢、おう吐等の症状のある方は、調理など、食品を直接取り扱う作業をしないようにしましょう。
- 熱湯などで消毒!
まな板、包丁、ふきんなどはよく洗浄し、熱湯などで消毒しましょう。
- 問合せ先/区保健センター食品衛生担当(☎592-3489)

区役所ロビーでパネル展示 11月12日(月)～26日(月)まで

ドメスティック・バイオレンス(DV)など女性に対する暴力について考えるパネルを展示しています。

- 問合せ先/市男女共同参画推進課(☎222-3091)



パープルリボン(「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボル)